

別海町議会会議録

第1号（平成23年12月13日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政報告及び提出議案の概要説明 |
| 日程第 6 | 議案第55号 | 平成23年度別海町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 7 | 議案第56号 | 平成23年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第57号 | 平成23年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第58号 | 別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第59号 | 別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第60号 | 別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第61号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第62号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第63号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第64号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第65号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第17 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第18 | 同意第 5号 | 別海町教育委員会委員の任命について |
| 日程第19 | 報告第 5号 | 専決処分の報告について |
| 日程第20 | 報告第 6号 | 専決処分の報告について |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政報告及び提出議案の概要説明 |
| 日程第 6 | 議案第55号 | 平成23年度別海町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 7 | 議案第56号 | 平成23年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第 8 議案第 57 号 平成 23 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 58 号 別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の制定
について
- 日程第 10 議案第 59 号 別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 11 議案第 60 号 別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 61 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 62 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 63 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 64 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 65 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 17 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 18 同意第 5 号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第 19 報告第 5 号 専決処分の報告について
- 日程第 20 報告第 6 号 専決処分の報告について

○出席議員（18名）

1 番	木 嶋 悦 寛	2 番	松 壽 孝 雄
3 番	森 本 一 夫	4 番	今 西 和 雄
5 番	西 原 浩	6 番	杳 澤 昌 廣
7 番	小 林 敏 之	8 番	安 部 政 博
9 番	瀧 川 榮 子	10 番	山 田 信
11 番	丹 羽 勝 夫	12 番	松 原 政 勝
13 番	戸 田 博 義	14 番	戸 田 憲 悦
15 番	中 村 忠 士	16 番	佐 藤 初 雄
副議長	17 番 安 田 輝 男	議 長	18 番 渡 邊 政 吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	山 口 長 伸	代表監査委員	鈴 木 英 世
監 査 委 員	下川原 洋	教 育 委 員 長	大 塚 保 男
農 業 委 員 会 会 長	松 田 寅 義	総 務 部 長	小 守 正
福 祉 部 長	田 村 秀 男	産 業 振 興 部 長	土 井 一 典
建 設 水 道 部 長	根 本 幸 三	教 育 部 長	大 島 登
監 査 委 員 事 務 局 長	半 田 雅 代	農 委 事 務 局 長	森 本 哲 男
病 院 事 務 長	真 籠 毅	会 計 管 理 者	上 月 昭 彦
総 務 部 次 長	有 田 博 喜	福 祉 部 次 長	松 本 光 永
福 祉 部 次 長	齋 藤 英 彦	産 業 振 興 部 次 長	笠 原 悦 雄
建 設 水 道 部 次 長	天 田 豊	総 務 課 長	宮 部 正 好
総 合 政 策 課 長	有 田 博 喜	財 政 課 長	竹 中 仁

総務課参事	佐藤 則夫	税務課長	田保 圭乙
福祉課長	佐藤 英敏	福祉課参事	清水 純夫
町民課長	齋藤 英彦	特養建設準備室長	松本 光永
保健課長	佐々木 勉	老健事務長	清尾 昌弘
特養施設長	村井 勉	サービスセンター施設長	中澤 庄一
農政課長	山崎 茂	環境特別推進室長	登藤 和哉
水産みどり課長	笠原 悦雄	商工観光課長	岡田 一芳
事業課長	天田 豊	上下水道課長	永野 寛昭
学務課長	藤原 繁光	生涯学習課長	下地 哲
病院事務課長	佐藤 一彦	病院事務課主幹	大槻 祐二

○議会事務局出席職員

事務局長 佐藤 次春 主 幹 山田 一志

○会議録署名議員

6番 沓 澤 昌 廣 7番 小 林 敏 之
8番 安 部 政 博

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

平成23年第4回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私まことに御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、早いもので私たち議員の活動もことし5月の改選以来、7カ月が経過をいたしました。町民の負託を受けた私どもは、自己の責務を深く自覚し、常に研さんを深め、誠心誠意を持ってことに当たり、職務に邁進しなければなりません。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、議会本来の権能を十分に発揮し、適正妥当な議決に至りますよう念願するものであります。

寒さ厳しい折から、皆様方には御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、平成23年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

6番沓澤議員、7番小林議員、8番安部議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（戸田博義君） 議会運営委員会から報告いたします。

12月2日、8日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で15件であります。

提出されました議案は、平成23年度補正予算3件、条例の制定が1件、一部改正2件、公の施設に係る指定管理者の指定についてが4件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が1件、人権擁護委員候補者の推薦についてが1件、別海町教育委員会委員の

任命についてが1件と、専決処分の報告についてが2件であります。

これら提出案件のうち、議案第58号別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の制定を除くそのほかの議案については、委員会付託は省略すべきものと決定いたしました。なお、報告第5号及び第6号の専決処分の報告についての2件については報告のみであります。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、中村議員、木嶋議員、瀧川議員、西原議員の4名で、全員、一問一答方式であります。質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき、通告順に行うことといたしました。

なお、質問する議員各位並びに答弁される理事者等におかれましては、町民にわかりやすい質問と答弁となるよう心がけていただき、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営について配慮願います。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。その結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出されている陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されておりますのは、委員会提出案件の3件であります。まず、環太平洋経済連携協定に反対する意見書を議会運営委員会委員長から、看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書については福祉医療常任委員会委員長から、軽油引取税等に関する意見書については産業建設常任委員会委員長から、いずれも最終日に提案されることとなっております。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、本日13日から16日までの4日間とし、1日目は町長提出議案の内容説明、質疑を行い、2日目は一般質問を行います。3日目は休会とし、各常任委員会を開催いたします。最終日の4日目は、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、委員会提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行う日程とすべきものと決定をいたしました。

また、本年第3回定例会において、平成22年度各会計決算審査特別委員会に付託いたしました平成22年度各会計決算の認定第1号から第9号については、最終日に委員会報告を受け、一括質疑の後、討論、採決をすることといたしました。

なお、本定例会におきましても休会日を1日設けております。各常任委員会の議案審査や所管事務調査での討議の時間を十分確保できるよう配慮したものです。委員会の運営等につきましては、委員長を初め、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、いわゆる反問権についてですが、反問権制度は議員の質問に対して、論点、争点を明確にするためのものであり、質問、回答事項を十分精査し、より質の高い議論を展開することが期待されているものであります。このことにつきましても、町長を初め、執行機関及び議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 町長行政報告及び提出議案の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

平成23年第4回の定例町議会を招集をさせていただきましたところ、議員各位におかれましては、年末の時節柄大変お忙しい中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、行政報告並びに提出案件の概要説明を申し上げます。

まず初めに、産業の動向等についてでございます。

本年の酪農畜産についてでございますが、町内の生乳生産につきましては、1月から10月末で対前年比98.7%、39万6,000トン、生産額では対前年比99.9%の328億5,000万円となりまして、前年実績を下回っております。

乳量が前年を下回っている要因といたしましては、昨年夏の猛暑による乳牛へのダメージが大きく回復がおくれたことや、受胎率の低下による分娩時期がずれた影響もあり、本年9月までの生産量は、前年を下回る状況が続いておりました。しかしながら、8月以降回復の兆しが見え始めて、10月の生産乳量につきましては、対前年比101.9%と、ようやく前年を間を上回るようになってきておりまして、今後においても乳量増が期待できるものと確信をいたしているところでございます。

また、乳代につきましては、4月にさかのぼって平均プール乳価が2円引き上げられましたが、乳量が対前年比を1.3%下回ったことにより、前年実績を下回っております。

本年度の牧草収量調査については、2番草が降雨の影響によりまして収穫が2週間程度おくれておりましたが、収量におきましては10アール当たり1番草については2,460キログラム、2番草については1,531キログラム、合計で3,991キログラムと、平年比102%程度の収量となりました。

飼料用トウモロコシの収量につきましては、10アール当たり露地栽培では5,102キログラム、マルチ栽培については6,206キログラムと、平年比108%程度の収量となっております。

このほか、町内農協の11月末でのクミカン収支状況では、預かりが256件、8億4,235万1,000円、貸し越しが513件、26億4,822万1,000円となって

おりまして、貸越額が18億587万円上回る非常に厳しい状況になっております。精算方法でございますが、貯金・現金で15億1,000万円、個体販売で4億1,000万円、各種資金等借り入れで7億2,000万円超の予定となっているところでございます。

次に、水産業についてでございます。

昨年、記録的な不漁となった秋サケ定置網漁でございますが、ことしは昨年に引き続き不漁を思わせるような低調なスタートとなりました。しかしながら、9月後半から10月に入り徐々に回復をしてみいりまして、最終的には数量では対前年比、別海漁協が26%増、野付漁協が11%増、町全体で14%増の6,699トンで、金額でも魚価が高く推移したこともありまして、対前年比54%増の32億900万円と、大きく前年を上回ったところでございます。

また、12月1日から始まりました冬季のホタテ漁につきましては、現段階では計画どおりに推移をしております、歳末商戦も控えておりますので、今後の価格動向につきましても大いに期待をいたしているところでございます。そのほかの鮮魚についてですが、別海漁協ではニシンが、また、野付漁協ではカレイが好調でございまして、数量、金額ともに前年を上回っている状況でございます。

このようなことから、トータルでは11月末現在、全体で対前年比25%増の84億300万円と、昨年の不漁分を多少でございまして、取り戻せたのかなど、今後も豊漁が続くことを願っているところでございます。

次に、観光でございますが、本年11月末現在の本町の観光入り込み数につきましては、長引く景気低迷や震災の影響などがあったものの、イベントによる集客効果と道の駅「おだいとう」、これのオープンによりまして北方展望塔の来館者を含め、対前年比15.3%増の28万100人と大きく増加をしておりますが、野付半島の観光客については前年比7.9%減の11万8,800人ととどまっております。

道の駅おだいとうでは、オープン当初のにぎわいからは落ちついてまいりましたが、夏場を中心に6万6,600人ほどの来館者数となりました。現在、北方展望塔のエレベーター設置工事を実施中でありまして、御迷惑をかけることとなりますが、今後の来館者の増や利用促進につながることを期待をいたしております。しかしながら、観光客の入り込みは野付半島含め、管内的にも大震災や国内の経済状況等を背景に減少しておりまして、今後も観光客の増加に取り組んでいく必要性を感じているところでございます。

このほか10月9日には秋サケの不漁が続く中で、第51回西別川あきあじまつりが開催されましたが、好天に恵まれて、イベント開始前から秋サケを求め、道内各地から多くの来場者がありまして、秋サケにこだわったアトラクションや味に歓声が上がり、盛況のうちに終えることができました。

最後になりますが、商工業についてでございますが、商工業につきましては、景気低迷や震災、さらには急激な円高から、町内の商工業においても依然として厳しい経営状況が続いており、また、TPP問題の不透明さからも予断を許さない状況となっております。

このような状況の中、町といたしましては、地域貢献中小企業支援事業、中小企業振興対策事業、起業家支援事業、これらも実施をしてみいりしましたが、にぎわい商店街創造事業のほか、商工会青年部の皆さんなども魅力ある地域づくりに取り組んでおりまして、今後の地域の活性化に期待をいたしているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

次に、本定例会に提出をさせていただきました議案の概要について御説明を申し上げます。

このたび提出させていただきました案件につきましては、議案11件、諮問1件、同意1件、報告2件の計15件でございます。

議案第55号から議案第57号までの3件につきましては、平成23年度の各会計の補正予算でございます。一般会計では4,910万円を減額するほか、介護サービス事業特別会計で190万円の増額、病院事業会計で9,988万円の減額補正をするものでございます。

議案第58号は、別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。去る11月15日に議決をいただき、既に取得契約を終えた中西別の別海資源循環施設について、本町の資源循環センターとして利用するため、設置及び管理に関し、所要の条例制定を行おうとするものでございます。

議案第59号は、別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本件につきましては、老朽化した西春別第2婦人ホームを廃止するための改正と、今後、指定管理者にも会館等の管理を行わせることができるよう条文を追加し、所要の改正を行うものでございます。

議案第60号の別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、今後、指定管理者にも福祉施設の管理を行わせることができるよう条文を追加し、所要の改正を行うものでございます。

議案第61号から議案第64号までの4件につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。平成24年3月31日をもって指定期間が満了する別海町マルチメディア館、別海町地域情報通信施設、別海町ふれあいランドの3施設について、4月からも引き続き指定管理をお願いするため、また、別海町畜牛育成牧場の管理を新たに指定管理者に行わせるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第66号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。さきに議決をいただいております上春別辺地の公共的施設の総合整備計画（第3次）ですが、この変更について議会の議決を求めるものでございます。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。本町では、現在5名の方が人権擁護委員として活動されておられますが、平成24年3月31日付で1名の方が任期満了を迎えることから、引き続き人権擁護委員としてお願いをいたしたく、法務大臣への候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

同意第5号は、別海町教育委員会委員の任命についてでございます。本町では、現在5名の方が別海町教育委員会委員として活動されておられますが、このたび平成23年12月19日をもって1名の方が任期満了を迎えることから、この方を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

報告第5号及び報告第6号につきましては、いずれもさきに議決をいただき締結をしておりました工事請負契約の一部について、去る12月5日に変更をいたしたことから、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、全部で15件の案件を提出させていただきました。すべて本定例会におきまして御決定を賜りますようお願いを申し上げます、議案の概要説明といたします。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君）　　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第6 議案第55号から日程第8 議案第57号までの3件、及び日程第10 議案第59号から日程第18 同意第5号までの9件、合わせて12件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第55号から日程第8 議案第57号までの3件、及び日程第10 議案第59号から日程第18 同意第5号までの9件、合わせて12件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第55号

○議長(渡邊政吉君) 日程第6 議案第55号平成23年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(竹中 仁君) 議案第55号の内容について御説明をいたします。

別冊の平成23年度別海町一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

平成23年度別海町一般会計補正予算(第3号)。

平成23年度別海町一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,910万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億1,430万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次に、2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入で、補正額の欄で申し上げます。

11款交通安全特別交付金、1項で60万円の減。

12款分担金及び負担金、1項と2項で9,466万6,000円の減。

13款使用料及び手数料、1項で1,062万6,000円の増。

14款国庫支出金、1項から3項で4,352万4,000円の減。

15款道支支出金、2項で743万3,000円の減。

16款財産収入、1項と2項で151万8,000円の増。

18款繰入金、1項で3,950万円の増。

20款諸収入、5項で372万1,000円の減。

21款町債、1項で4,920万円の増。

歳入合計で、4,910万円を減額し、歳入予算の総額を148億1,430万円とする

ものです。

次に、3ページの歳出です。

1 款議会費、1 項で1 1 万9, 0 0 0 円の減。

2 款総務費、1 項と2 項で2 1 2 万6, 0 0 0 円の増。

3 款民生費、1 項と2 項で4, 8 4 9 万7, 0 0 0 円の減。

4 款衛生費、1 項と2 項で5, 3 0 0 万3, 0 0 0 円の増。

6 款農林水産業費、1 項から4 項で5, 3 6 6 万4, 0 0 0 円の減。

8 款土木費、4 項で1, 8 0 1 万9, 0 0 0 円の減。

9 款消防費、1 項で2, 0 1 0 万8, 0 0 0 円の増。

1 0 款教育費、1 項から次のページ、6 項までで4 0 3 万8, 0 0 0 円の減。

4 ページになりますが、歳出合計で4, 9 1 0 万円を減額し、歳出予算の総額を1 4 8 億1, 4 3 0 万円とするものでございます。

次に、5ページの第2表 債務負担行為です。

今回、債務負担行為の設定は5件で、1 件目は公の施設に係る指定管理者に対する委託料（施設名は、別海町マルチメディア館）。期間は、平成2 4 年度から平成2 6 年度までの3 年間で、限度額は9, 3 6 6 万5, 0 0 0 円です。

2 件目は、大家畜特別支援資金利子補給補助金、借りかえ資金に対して道と町が一定割合の利子補給を行うもので、期間は、平成2 4 年度から平成4 8 年度までの2 5 年間、限度額は2 3 9 万3, 0 0 0 円です。

3 件目は、公の施設に係る指定管理者に対する委託料（施設名は、別海町ふれあいランド）で、期間は、平成2 4 年度から平成2 8 年度までの5 年間で、限度額は2, 4 0 0 万円です。

4 件目、防衛施設周辺障害防止事業、矢臼別演習場土砂流出対策工事及び調査設計費で、期間は平成2 4 年度、限度額は6, 0 4 9 万3, 0 0 0 円です。

5 件目は、西春別1 7 号線改良舗装工事、期間は平成2 4 年度、限度額は8, 0 9 0 万円です。

次に、6ページをお開き願います。

第3表は、地方債補正です。

今回は変更で、変更するのは、道営農道整備事業が1 2 路線と漁港改修事業です。道営農道整備事業の主な変更路線と事業内容につきましては、1 段目の美原東地区基幹農道整備事業で、来春一番草の採草時期までに町道通行どめを解除するため、橋梁上部工を補正により追加。下から4 段目の上春別地区農道整備事業では、未整備区間の路面状況悪化が著しいため、早期完了をするために事業量を増とするもの。下から2 段目、別海南部地区農道整備事業、こちらにつきましては発生土の堆積場所変更などで事業費が減となるほか、他の路線につきましては事業量の精査、確定によりそれぞれ変更を行うものでございます。また、一番下漁港改修事業につきましては、道の補正予算により事業量が増加となったことから、今回変更を行うものです。

では順次、変更内容を申し上げます。

美原東地区基幹農道整備事業は、補正前限度額に1, 2 6 0 万円を増額し、補正後の限度額を4, 6 3 0 万円に。北大成地区農道整備事業は1 1 0 万円を増額し、補正後の限度額を1, 0 1 0 万円に。緑進地区農道整備事業は2 4 0 万円を減額し、補正後の限度額4 3 0 万円に。共春地区農道整備事業は3 0 万円を減額し、補正後の限度額を3 9 0 万円

に。栄進地区農道整備事業は10万円を増額し、補正後の限度額1,580万円に、中島第2地区農道整備事業は100万円を減額し、補正後の限度額を1,490万円に、南1号地区農道整備事業は20万円を減額し、補正後の限度額を110万円に、矢臼第2地区農道整備事業は80万円を減額して、補正後の限度額1,420万円に、西春別第4地区農道整備事業は400万円を減額し、補正後の限度額を1,100万円に、上春別地区農道整備事業は1,750万円を増額し、補正後の限度額を3,750万円に、西部南1号地区農道整備事業は10万円を増額し、補正後の限度額を2,010万円に、別海南部地区農道整備事業は1,220万円を減額し、補正後の限度額を6,480万円に、漁港改修事業は3,870万円を増額し、補正後の限度額を8,500万円に、それぞれ変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

合計では、補正前限度額、12億3,275万9,000円に4,920万円を増額し、補正後の限度額を12億8,195万9,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書で、1の総括については省略をさせていただき、歳入から御説明いたします。9ページをお開き願います。

2、歳入です。

11交通安全対策特別交付金、1項1目交通安全対策特別交付金60万円の減、交付金額の確定によるものです。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金1,345万9,000円の増、尾岱沼漁港整備事業に係る受益者分担金及び道営農道整備事業受益者分担金です。

ここで申しわけございません。1カ所、字句の訂正をさせていただきます。ただいまのところ節の区分で農業費分担金の節の番号91となっておりますけれども、ミス印字でございます。2に訂正をお願いしたいと思います。

2項3目農林水産業費負担金1億812万5,000円の減、事業量確定見込みによります道営草地整備事業担い手中核型負担金の減です。

次に、10ページです。

13款使用料及び手数料、1項3目農林水産使用料1,062万6,000円の増、育成牧場使用料及び資源循環施設使用料の増です。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金4,600万円の減は、子ども手当負担金です。

2項2目民生費国庫補助金218万円の増、地域子育て支援センター設置事業に関しまして、道補助金にかわり次世代育成支援対策交付金を今回受けるものです。

4目農林業費国庫補助金590万9,000円の増、漁場監視用暗視カメラ整備に関しまして、当初、実施団体への直接補助としていたものが、町を経由しての間接補助となったものです。

5目土木費国庫補助金603万2,000円の減、公営住宅建設事業の確定による交付金の減です。

3項1目総務費国庫委託金6万5,000円の減。

2目民生費国庫委託金48万4,000円の増、子ども手当事務費委託金です。

11ページで、15款道支出金、2項2目民生費補助金138万3,000円の減、道補助金にかわって国の交付金を受けることによる地域子育て支援拠点事業補助金の減です。また、子ども手当制度改正によりますシステム改修に要する子育て支援対策事業補助

金の増などです。

3目衛生費補助金127万3,000円の減、今後、支出見込み精査による子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の減、エゾシカ被害対策事業に対する地域づくり総合交付金の増などです。

5目農林水産業費補助金754万3,000円の減、間接補助から経営体への直接補助となりました強い農業づくり補助金の減額、事業精査によります草地担い手育成特別支援対策事業補助金の増などがございます。

12ページをお開きください。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入1万8,000円の増。

2項1目不動産売払収入150万円の増、間伐工事で発生いたします立木売払収入です。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金3,950万円の増、今回補正に伴います不足財源分として、財政調整基金から繰り入れを行うものです。この繰り入れによりまして、財政調整基金の予算上の残高は16億5,828万7,000円となります。

13ページで、20款諸収入、5項5目雑入372万1,000円の減、事業量精査による畜産担い手育成総合整備事業再編整備型償還収入の減が主なものです。

次に、14ページで、21款町債、1項2目農林水産業債4,920万円の増、事業の補正増に対応いたします道営農道整備事業債、漁港整備事業債の増となります。

歳入を終わります。

15ページをお開き願います。

3、歳出です。

1款議会費、1項1目議会費11万9,000円の減、今後執行見込み精査によるものです。

次に、16ページ。

2款総務費、1項2目職員管理費222万7,000円の増、臨時職員に係る職員管理費の増。

6目企画費279万7,000円の減、協働のまちづくり推進事業費の減が主なものです。

10目交通安全対策費30万7,000円の減、各種経費執行残です。

17ページで、12目北方領土問題対策費30万9,000円の増。

14目電子計算管理費121万3,000円の減は、執行残でございます。

18ページです。

2項2目賦課徴収費390万7,000円の増、徴税の過誤納還付金及び給付金の増です。

19ページで、3款民生費、1項2目老人福祉費170万円の増、介護サービス事業特別会計繰出金です。

8目後期高齢者医療費956万6,000円の減、療養給付費負担金の減。

2項2目児童措置費4,185万円の減、子ども手当制度改正によるシステム改修のため、北海道自治体情報システム協議会負担金を増、また、子ども手当費を減とするものです。

4目保育園費130万円の減、臨時職員賃金等の今後執行見込みによるものです。

20ページになります。

5目へき地保育園費88万円の増、嘱託職員等の賃金、社会保険料、増減精査が主な内容です。

6目児童館費54万2,000円の増も同じく賃金、社会保険料等の精査によるものです。

8目子育て支援センター費109万7,000円の増、同じく賃金、社会保険料について増額をするものです。

次に、22ページをお開きください。

4款衛生費、1項2目予防費505万5,000円の減、今後、執行見込みによります子宮頸がん等ワクチン接種に係る検診委託料の減が主なものです。

3目環境衛生費18万2,000円の減、花のまちづくり事業が23ページにわたって各経費執行残、町民憩の森整備事業で移設等工事請負費を増とするものです。

4目健康管理費16万2,000円の減、各経費執行残です。

24ページをお開き願います。

7目保健センター費48万円の増、燃料費の増などです。

9目病院費5,968万2,000円の増は、負担金補助金等病院事業会計へ繰出金の増です。

2項3目じん芥処理場費176万円の減、こちらは補修等工事請負費の執行残です。

25ページで、6款農林水産業費、1項2目農業総務費40万3,000円の増、今後執行見込み及び執行残の精査によるものです。

3目農業振興費1,710万7,000円の減、資源循環施設取得経費執行残と、26ページになりますけれども、同施設取得後の運転等業務委託料の増及び間接補助から道の直接補助に変更となりました、強い農業づくり補助金の減などが主なものでございます。

5目育成牧場費252万円の減につきましては、主に執行残の精査です。

27ページで、8目農道整備事業費951万9,000円の増、3表地方債補正で御説明をいたしましたとおり、道営農道整備事業の事業量変更、または確定による増額です。

2項1目広域農業推進費1億830万3,000円の減、事業量確定見込みによります道営草地整備事業の減が主なものです。

28ページをお開きください。

3項1目林業総務費1万6,000円の増。

4目森林環境保全整備事業費270万円の増は、補助金の増額を受けました造林等整備工事請負費の増です。

29ページで、4項2目水産業振興費6,162万8,000円の増、走古丹の漁場監視カメラ設置に対する国庫支出金が、直接補助から間接補助となったことによる経費の予算計上、及び尾岱沼漁港改修事業が補正増になったことによります負担金の増です。

30ページをお開き願います。

8款土木費、4項1目住宅管理費20万2,000円の減、次の2目公営住宅建設事業費1,781万7,000円の減、いずれも事業費確定による工事請負費の執行残です。

31ページ、9款消防費で、1項1目消防費2,010万8,000円の増、消防救急無線のデジタル化整備に向けた実施設計費など、根室北部消防事務組合負担金を増とするものです。

次に、32ページをお開き願います。

10款教育費、1項2目事務局費1,000円の減、3目教育指導費11万2,000円

の増、4目奨学金372万円の減は、今後支出見込みによるものです。

2項1目学校管理費108万8,000円の減は、職員の異動に伴います経費の調整が主なものです。

2目教育振興費16万3,000円の減。

3項1目学校管理費63万円の増、34ページ上段にわたりまして嘱託職員経費の支出見込み精査などによるものです。34ページで、2目教育振興費43万5,000円の減は、執行残です。

4項1目幼稚園管理費95万5,000円の増、代替職員経費など支出見込み精査によるものです。

2目教育振興費21万9,000円の減。

5項4目青少年教育費3万5,000円の減、5目中央公民館費76万4,000円の増は燃料費など、今後支出見込みによるものです。

36ページになります。

6目東公民館費13万1,000円の減。

7目西公民館費6万9,000円の増。

6項1目保健体育総務費65万円の減、支出見込み精査による増と工事請負費執行残などです。

37ページの2目学校給食費16万2,000円の増は、同じく支出見込み精査と執行残整理です。

3目へき地学校保健管理費13万4,000円の減、38ページにわたりまして執行残となります。

最後に、4目総合スポーツセンター費15万6,000円の減、これにつきましても支出見込み精査と執行残を整理するものでございます。

以上で、一般会計、12月補正予算の内容について説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第55号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

5番西原議員。

○5番（西原 浩君） 16ページの協働のまちづくり推進事業公募型補助金なのですが、240万円減額になっているということなのですが、中身のほうをもう少し詳しく、前期・後期申し込みがあつて、件数ですとか、どのような状況だったのかということをお願いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部次長。

○総務部次長（有田博喜君） それでは、西原議員の質問にお答えさせていただきます。

公募型補助金につきましては、当初390万円ほど予算を計上しておりました。その中で、申請がありましたのが23年度前期で5件、金額にしまして申請額ですけれども、103万3,000円です。それと後期、10月以降ですけれども、2件採択いたしまして金額が46万5,000円、合計で23年度は7件で、149万8,000円になっております。ちなみに22年度前期・後期合わせまして採択が14件、金額にしまして319万2,000円、それと21年ですが前期・後期合わせまして7件で、117万4,000円という状況になっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。ありません。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第7 議案第56号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 議案第56号平成23年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（清尾昌弘君） 議案第56号の内容説明を申し上げます。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正予算書の内容説明をいたします。

平成23年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,130万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入です。

4款繰入金、1項で170万円の増。

5款繰越金、1項で27万5,000円の増。

6款諸収入、2項で7万5,000円の減。

歳入合計で190万円を増額し、9億5,130万円とするものでございます。

歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で190万円の増。

歳出合計で、190万円を増額し、9億5,130万円とするものでございます。

次の歳入歳出予算補正。事項別明細書の1総括については説明を省略しまして、5ページの歳入から説明します。

歳入です。

款項の金額につきましては説明を省略いたしまして、目の金額を説明いたします。

4款繰入金、1項1目繰入金170万円の増は、歳出に対する歳入不足分を一般会計から繰り入れするものです。

5款繰越金、1項1目繰越金27万5,000円の増は、前年度繰越額の確定により増額するものです。

6款諸収入、2項1目雑入7万5,000円の減は、社会保険収入の減による補正です。

次に、7ページをお開きください。

歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項 1 目老人保健施設費 1 5 1 万 1, 0 0 0 円の増は、燃料費の補正です。

2 目特別養護老人ホーム費 7 3 万 3, 0 0 0 円の減は、賃金と燃料費等の補正です。

3 目デイサービスセンター費 1 1 2 万 2, 0 0 0 円の増は、燃料費の補正です。

以上で、議案第 5 6 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 5 6 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 8 議案第 5 7 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 8 議案第 5 7 号平成 2 3 年度町立別海病院事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（佐藤一彦君） 議案第 5 7 号町立別海病院事業会計補正予算について御説明いたします。

別冊補正予算書、1 ページをお開き願います。

平成 2 3 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）。

今回の補正は、患者数の減少が見込まれることによる医業収益の減、それに伴う一般会計からの繰入金増額、給与費、医薬材料費等の病院事業費用の減額、新病院の建設工事完了と医療器械器具の購入などによる資本的支出の増額補正が主なものです。

第 1 条、総則。

平成 2 3 年度町立別海病院事業会計の補正（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量。

予算第 2 条の業務の予定量を、次のとおり改める。

2、年間患者、(1)入院、4, 3 8 0 人減で 1 万 9, 3 4 5 人。(2)外来、2, 1 5 7 人増で 6 万 8, 9 1 0 人。

3、一日平均患者、(1)入院、1 2 人減で 5 3 人。(2)外来、9 人増で 2 8 4 人。

4、主要な建設改良事業、(1)町立別海病院整備事業、2, 0 8 5 万 9, 0 0 0 円減で 1 0 億 9 4 5 万 7, 0 0 0 円。(2)医療機械器具購入事業、3, 2 5 1 万 4, 0 0 0 円増で 1 億 7, 1 0 4 万円。

第 3 条、収益的収入及び支出。

予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

1 款 1 項医業収益、1 億 5, 5 9 7 万 1, 0 0 0 円減で 1 0 億 6 6 9 万円。

第 2 項医業外収益、6, 2 5 8 万 9, 0 0 0 円増で 7 億 1, 4 7 5 万 2, 0 0 0 円。

次に、支出。

1 款 1 項医業費用、1 億 8 1 4 万 2, 0 0 0 円減で 1 7 億 2, 7 9 5 万 4, 0 0 0 円。

3 項特別損失、3 3 9 万 7, 0 0 0 円減で 1 万円。

1 款病院事業費用の合計で、17億7,805万4,000円。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,778万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,778万1,000円で補てんするものとする。

1 款1 項企業債、1,580万円増で7億9,290万円。

2 項出資金、205万円減で5,204万5,000円。

1 款資本的収入の合計で12億356万3,000円。

続きまして、支出。

1 款1 項建設改良費、1,165万5,000円の増で11億8,049万7,000円。

1 款資本的支出の合計で12億4,134万4,000円。

第5条、継続費。

継続費の総額及び年割額を、次のとおりに改める。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、町立別海病院情報システム構築事業、補正後、1億5,540万円、22年度2,835万円、23年度3,150万円増の7,665万円、24年度3,150万円減の5,040万円。

これにつきましては、平成22年度から進めております病院の情報システム構築計画から、24年度予定の臨床検査に伴うオーダリングを前倒ししまして23年度に行うものです。

続きまして3ページ。

第6条、債務負担行為。

債務負担行為を、次のとおり定める。

町立別海病院外1外構工事。期間、平成24年度、限度額1億6,590万円、外1につきましては院内保育園の外構工事です。

新病院の開設を24年10月に予定しておりますが、24年度に行う予定の外構工事を開設までに完成させるために、今年度中に発注したほうが無理なく施工できるということで、今回、債務負担行為を組まさせていただいたものであります。

第7条、企業債。

予算第5条の起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的。町立別海病院整備事業6億5,760万円を1,560万円減で6億4,200万円とする。医療機械器具購入費1億1,950万円を3,140万円増で1億5,090万円とする。

合計で、7億9,290万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。

続きまして、4ページをお開きください。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

職員給与費、5,275万5,000円減で11億5,876万6,000円。

第9条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1から6までのうち、6の医師の派遣を受けることに要する経費6,684万9,000円が新たに追加されたものです。

第10条、たな卸資産の購入限度額。

予算第9条中「2億2,579万7,000円」を「1億9,127万1,000円」に改める。

続きまして補正予算に関する説明書ですが、最初に14ページをお開き願います。

14ページ。平成23年度町立別海病院事業会計補正事業計画説明書です。

収益的収入及び支出。

先ほど、款項で説明いたしましたので、目で説明いたします。

収入。

1款1項1目入院収益、1億6,005万2,000円減で4億4,493万5,000円。

2目外来収益、1,652万4,000円増で4億1,297万5,000円。入院患者数の減と外来患者数が多少ですが、ふえる見込みによるものです。

3目その他医業収益、1,244万3,000円減で1億4,878万円。室料差額収益の増と、その他医業収益1,281万2,000円の減です。その他医業収益の減につきましては、分娩件数の減少に伴うものです。

2項2目他会計補助金、6,178万9,000円増で1億2,009万4,000円。

4目負担金交付金、5万7,000円減で5億7,946万円。補助金及び負担金につきましては、経費の一部が繰入基準になったことと、それから医業収益の減によるものです。

続きまして15ページ。

支出。

1款1項1目給与費、給与費につきましては当初予算に比べまして医師数が減ったこと、それから看護師の産休や育児休暇等による減額と、給与費全体を精査したことによるものです。

1目給与費、5,561万円減で11億6,169万5,000円。医師給1,027万4,000円減、看護師給336万8,000円減、医療技術員給33万2,000円増、事務員給24万3,000円減、給料計で1,355万3,000円減です。

続きまして、医師手当1,745万9,000円減、看護師手当1,298万円減。

続きまして16ページです。医療技術員手当等66万3,000円減、事務員手当等60万8,000円減、手当等の計で3,171万円の減です。

法定福利費1,034万7,000円減。

続きまして18ページをお開き願います。

2目材料費、3,452万6,000円減で1億9,328万8,000円。薬品費で792万2,000円減、診療材料費で2,660万4,000円の減です。これは患者数の減少に伴い、薬品費、診療材料費が減ったものです。

3目経費、1,400万円減。消耗品費760万円増、新病院に入れる消耗備品費です。光熱水費805万2,000円増、新病院の維持に必要な経費です。燃料費90万3,000円増、修繕料85万円減、保険料190万円減、これについては予算を精査したものです。負担金2,780万5,000円減、これにつきましては地域医療振興協会から医師の派遣を受けておりましたが、今年6月で打ち切りとなったためです。

4目減価償却費、246万8,000円減の4,748万4,000円。建物減価償却費5万7,000円増、器械備品減価償却費252万5,000円減。

5目資産減耗費、68万7,000円減で258万7,000円。これについては固定資産除却費68万7,000円を減額したものです。

6目研究研修費、85万1,000円減の568万8,000円。旅費94万1,000円減、研究雑費9万円増。

3項2目その他特別損失339万7,000円減で、これにつきましては23年度解体予定であった現在の院内保育園を24年度に解体することになったため、24年度に改めて計上するため今回は補正減したものであります。

続きまして19ページ。

資本的収入及び支出。

収入。

1款1項1目企業債、1,580万円増の7億9,290万円。

2項出資金1目他会計出資金、205万円減で5億2,045万円。

支出。

1款1項1目建物建築事業費、1,049万6,000円減で9億7,370万円。工事請負費1,008万8,000円減、新病院建設に伴う執行残です。消耗品費37万2,000円減、手数料3万6,000円減、これも執行残です。

2目構築物建設事業費、1,036万3,000円減で1,483万7,000円。工事請負費1,036万3,000円減したもので、職員駐車場の発注残と院内保育園の外構が24年度になるための補正減したものです。

3目資産購入費、3,251万4,000円増で1億9,196万円。医療器械購入費828万5,000円減、器具及び備品購入費で4,079万9,000円を増額したものです。

続きまして、7ページをお開き願います。

7ページ、町立別海病院事業会計資金計画。

補正予算額及び計で申し上げます。

受入資金、3億1,429万2,000円増の46億3,074万2,000円。支払資金、2億9,154万9,000円増の44億8,089万円。差引、2,274万3,000円増の1億4,985万2,000円、この金額が13ページの事業予定貸借対照表の2の流動資産、現金預金の1億4,985万2,000円となります。

なお、給与費明細書、事業予定損益計算書及び事業予定貸借対照表等の説明は省略させていただきます。

以上で、町立別海病院事業会補正予算の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第57号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

8番安部議員。

○8番（安部政博君） 先日、新しい病院を見せていただいたのですが、その中で、先ほども説明があります院内保育所の建設についてなのですが、ここに平成23年度の建設工事の発注の資料があるのですが、その中で院内保育所の主体工事が約3,600万円、そしてそのほか電気工事が2,900万円、機械工事が750万円と合わせて3,60

0万円、主体工事と中に入る機械、あるいは電気工事が同じだけかかるということですが、どのような設備がされるのか、ほかに聞く場所がないものですから、お願いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務課主幹。

○病院事務課主幹（大槻祐二君） 安部議員の御質問にお答えいたします。

院内保育所につきましては、太陽光を使用しましたオール電化ということで建設をしております。したがって、太陽光パネルとかの設置等電気に係る設備費が大きいということから、建築主体工事と機械設備、電気工事合わせまして、大きな金額ということになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 安部議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで質疑を終わります。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第58号

○議長（渡邊政吉君） 日程第9 議案第58号別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 議案第58号別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の制定内容について御説明申し上げます。

本件につきましては、さきの議会で議決をいただきました中西別108番地の2に所在します別海資源循環施設を取得するに当たり、公の施設として管理運営するため制定するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、議案書の4ページをお開き願います。

別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例。

第1条、設置の目的。

この条例は、バイオマス資源の循環、環境保全及びエネルギー自給率の向上に資するため、別海町資源循環センター（以下「センター」という。）を設置し、その適正な管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条、名称及び位置。

センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

第1号、名称、別海町資源循環センター。

第2号、位置、野付郡別海町中西別108番地2。

第3条、施設。

センターに置く施設は、次のとおりとする。

第1号、バイオガスプラント。第2号、堆肥化施設。第3号、研修施設。

第4条、事業。

センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

第1号、家畜排せつ物から再生可能エネルギーのガスや電力を生産し利用すること。第2号、家畜排せつ物以外の有機性残渣物（以下「副資材」という。）の有効利用に関すること。第3号、液肥及び堆肥の再資源化による適切な農地還元を図ること。第4号、バイオマス資源有効利用の普及啓発に関すること。第5号、バイオマス発電による余剰電力の売電に関すること。第6号、その他目的達成に必要なこと。

第5条、職員。

センターに必要な職員を置くことができる。

第6条、開業の日時。

センターの開業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第2項、センターの開業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを延長又は短縮することができる。

第7条、利用者の範囲。

センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、町民及び町長が適当であると認める者とする。

第8条、利用の許可。

利用者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

第2項、町長は、施設の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

第9条、処理料及び使用料の範囲。

家畜排せつ物及び副資材の再資源化に係る処理料は、その種類及び性状等を勘案し、別表に定める額とする。

第2項、利用者は、別表に定める処理料又は使用料を納入しなければならない。ただし、町長が、公益上特に必要があると認めるときは、その処理料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

第3項、町長は、納入された処理料又は使用料を還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10条、利用の制限及び中止。

次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限及び中止をすることができる。第1号、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。第2号、利用許可の条件に違反したとき。第3号、施設等を毀損するおそれがあるとき。第4号、その他町長が管理上特に必要があると認めるとき。

第11条、原状回復の義務。

利用者は、その利用を終えたとき又は利用を中止され、もしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちにその利用場所を現状に回復して返還しなければならない。

第2項、利用者が前項の義務を履行しないときは、町長がかわってこれを行い、その費用を利用者から徴収することができる。

第12条、損害賠償。

町長は、利用者が故意又は重大な過失により施設等を毀損又は滅失したときは、その損害額の一部又は全部を賠償させることができる。

第13条、指定管理者による管理等。

町長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

第2項、前項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續、その他当該センターの指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手續に関する条例（平成16年別海町条例第1号）の規定によるものとする。

第3項、指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるものとする。

第1号、第4条に規定する事業の計画及び実施に関する業務。第2号、施設及び設備の維持管理に関する業務。第3号、施設及び設備の利用許可に関する業務。第4号、利用料金の徴収に関する業務。第5号、前各号に掲げるほか、センターの管理のため必要な業務。

第4項、第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第6条から第8条及び第10条の規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読みかえるものとする。

第14条、利用料金。

町長が適当と認めるときは、指定管理者に、当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を地方自治法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

第2項、前項の規定により利用料金を指定管理者が収入として収受させる場合において、利用者は第9条第2項の規定にかかわらず、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

第3項、前項に規定する利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、当該指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

第4項、利用料金の減免及び還付は、第9条第2項ただし書き及び同条第3項ただし書きの規定を準用する。

第15条、売電収入。

町長が適当と認めるときは、指定管理者に、当該公の施設から発電された電力の売電による収入を、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

第16条、委任。

この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、平成24年3月1日から施行する。

次に別表でございませう。8ページになります。

別表の第9条、第14条関係であります。

第1号、処理料の表でございませう。種別、単位、処理料ということで、家畜排せつ物（スラリー）につきましてはトン当たり500円、同じく堆肥につきましてはトン当たり

700円、副資材として合併処理浄化槽・し尿汚泥トン当たり1万1,000円、下水脱汚泥トン当たり8,000円、工場汚泥トン当たり3,500円、すき取り物トン当たり3,000円、その他有機性残渣物トン当たり1万5,000円。

2号として使用料でございますが、研修室、会議室、和室でございます。それぞれ時間帯におきまして金額を設定しております。まず研修室につきましては、午前1,050円、午後1,260円、午前・午後通しまして1,890円、これ以外の時間、左記以外の時間と記載されておりますが、1時間につき290円。また、備考の欄には、10月1日から4月末日までの間、1時間つき100円を加算する。いわゆる冬期間の暖房費相当額ということになります。

会議室につきましては、午前420円、午後630円、午前・午後通しまして730円、これ以外の時間につきましては1時間につき140円、10月1日から4月末日までの間、1時間につき60円の加算。

和室につきましては、午前420円、午後630円、午前・午後を通しまして730円、これ以外の時間につきましては1時間につき140円。10月1日から4月末日までの間、1時間につき40円加算とするものでございます。

付記といたしまして、第1項、午前とは8時30分から正午までをいう。

第2項、午後とは正午から午後5時までをいう。

第3項、「左記以外の時間」とは、第6条第2項ただし書きの規定により、開業時間を延長した場合の利用時間をいう。

第4項として、営利を目的とする場合の使用料は2倍とするものでございます。

以上で、議案第58号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第58号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

3番森本議員。

○3番（森本一夫君） 第11条の原状回復の義務というところで、現状に回復して返還しなければならぬと、これはどういうことを想定してつくったのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

第11条につきましては、原状回復の義務ということで、使用されている方々が故意または過失によりまして施設を毀損した場合等について、原状回復の義務を課すものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員、よろしいですか。

森本議員。

○3番（森本一夫君） 一番最初の部分で、当初その利用を終えたときまたは利用を中止されという部分については、毀損等の状況にならないと思うのですけれども、そのときも直ちに利用場所を原状に回復して返還しなければならないというふうになっておりますので、その部分というのはどういう状況なのでしょうかね。一番当初の部分です。

○議長（渡邊政吉君） 環境特別推進室長。

○環境特別推進室長（登藤和哉君） 森本議員の御質問にお答えいたします。

具体的な事例を申し上げますと、メタン発酵を阻害するようなものが入られたとき、一度、発酵槽の中身をからにしなければならぬという事象が出るものですから、そういうものを処理するための費用、それを原状回復というふうと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第59号

○議長（渡邊政吉君） 日程第10 議案第59号別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 議案第59号別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

町内には、町が条例で定めて設置する地域会館が29施設、運動広場が1施設ありますが、その使用状況に応じて直営、または一部委託により現在管理を行っております。これら施設は、公の施設として位置づけられまして、平成15年9月に施行されました地方自治法の改正により、指定管理者制度を適用することができる施設の対象でしたが、多くの地域会館は限られた地域の住民の方々による使用が中心で、指定管理制度の利点でありまます利用者の利便性向上、管理経費の縮減には結びつきにくい、いわゆる場所提供施設的要求が大きいため、これまで指定管理の適用を見送ってきたところでございます。

しかし、地域利用がもつぱらとはいえ、厳密には使用許可権限や一部会館でまれに発生いたします使用料徴収の方法などにつきまして、現状の管理方法では整理のつかない部分があるため、管理をお願いしております各地域の町内会または施設管理団体とこれまで協議を行ってきたところ、今般すべての対象施設につきまして、指定管理施設移行への内諾をいただくことができました。

もちろん具体的な指定管理者の指定につきましての手続は、今後、条例の規定に基づき選考作業を進めた上で、議会の議決をいただくこととなりますが、このたび条件整備ができたことで、平成24年度からの指定管理移行を予定いたしまして、条例の改正を行おうとするものでございます。

なお、支所及び連絡事務所を介して、使用許可や使用料収受が可能な尾岱沼地域センター、上春別地域センター、上風連地域センターは、今後の維持管理経費の見通し、また地域との協議状況により指定管理移行を順次検討することといたしまして、24年度からの移行予定とはしていないことを参考までに申し添えます。

また、指定管理制度適用とは別に西春別第2婦人ホームについてですが、冒頭、町長からも説明がありましたように、本年11月、会館を管理していただいております西春別第2婦人ホーム運営委員会から、近年、地区役員会等の開催も別施設で行うようになり、当該会館を利用する地域の方がほとんどいなくなったことから、地域会館としての機能を果たしておらず、光熱水費などの費用も負担となるため、一部管理委託業務契約を解除したい旨の協議がございました。西春別第2婦人ホームは、昭和40年の建設から45年が経過し、老朽化も進んでいることから、このたびその用途を廃止しようとするものでございます。

では、議案書の朗読は省略をさせていただき、改正部分につきまして、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開き願います。

別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

左側が改正後、右側が改正前となります。

第1条の設置から2ページの中段、第8条、使用料までについては変更はございません。

第9条は、使用料の減免に第2項として還付規定を今回加えております。これは今回改正に合わせまして、委任しておりました条例施行規則から条例の規定へと変更し、追加したものです。

第10条と第11条に変更なく、第12条から指定管理に係る条項を追加しております。

第12条では、指定管理者による管理等で、指定管理者に会館等の管理を行わせることができること。また、指定の手續に関することなどの規定しております。

第13条は、利用料金の收受、その額の決定方法、利用料金の減免及び還付について。

次の第14条は、指定管理者が行う業務について、その内容を規定しております。

4ページになりますが、第15条の委任につきましては、条の追加に伴いまして改正前の第12条を繰り下げしたものでございます。

改正附則といたしまして、第1項施行期日、この条例は公布の日から施行する。

第2項経過措置、指定管理者に会館等の管理に関する業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に、別海町地域会館及び運動広場条例の規定により、町長がした許可、その他の行為又は町長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなすというものでございます。

なお、先ほど御説明いたしました用途廃止により、別表第1から西春別第2婦人ホームを削除しております。

また、利用料金規定の追加によりまして、別表第2の第8条関係、これを第8条、第13条関係と今回改めております。

以上で、議案第59号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第59号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 1 1 議案第 6 0 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 1 議案第 6 0 号別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 議案第 6 0 号別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

本案につきましても別海町地域会館及び運動広場条例の一部改正と同様、平成 2 4 年度から指定管理移行を予定して、現在、管理をいただいている地域町内会、または管理団体の内諾をいただきましたので、指定管理を可能とすべく条例を改正しようとするものでございます。

なお、本条例に規定する三つの施設のうち、西春別ふれあいセンターにつきましては、西春別支所を介して使用許可及び使用料收受を行っておりますので、尾岱沼地域センターなどと同様に、平成 2 4 年度からの指定管理移行は、現在のところ予定はしておりません。

改正部分につきましては、議案資料で説明をさせていただきたいと思います。

議案資料の 7 ページをお開き願います。

別海町福祉施設条例の一部改正する条例新旧対照表です。

左側が改正後、右側が改正前となります。

こちら第 1 条から第 8 条までは変更がございません。

8 ページになります。

第 9 条で使用料の減免に第 2 項として、これまで規則に委任をしておりました還付規定を条例に追加としてございます。

第 1 0 条と第 1 1 条に変更はなく、第 1 1 条の後に第 1 2 条から第 1 4 条を追加しております。第 1 2 条では、先ほどと同じく指定管理者による管理等について、9 ページの第 1 3 条では、こちらと同じく利用料金について、第 1 4 条では指定管理者の行う業務について、それぞれ規定をしております。

第 1 5 条につきましては、条の追加によりまして改正前の第 1 2 条を繰り下げしたものでございます。

1 0 ページになりますけれども、附則といたしまして、第 1 項施行期日、この条例は公布の日から施行する。

第 2 項経過措置、指定管理者に福祉施設の管理に関する業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に別海町福祉施設条例の規定により町長がした許可、その他の行為又は町長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなすというものでございます。

また、別表第 2、第 8 条関係を利用料金規定の追加によりまして、第 8 条、第 1 3 条関係と改めてございます。

以上で、議案第 6 0 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 6 0 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 指定管理制度運用の拡大ということになるわけですが、したがって前の議案とも関連はするのですが、指定管理制度の運用の拡大ということで今回こういう提案になっているわけで、それ自体は例えば主要な施設、尾岱沼であるとか、あるいは西春別のふれあいセンターについては、引き続き直轄でやるというような計画ということで話されているのですけれども、そのこと自体も配慮はされているというふうには理解をするのですが、町長の基本的な立場としてお聞きしたいなというふうに思うのは、公の施設に関して指定管理がどんどん拡大されるということに関して、これがさらに拡大されていくというようなことがないのだろうか。

例えば、近くの話で、全国的に進んでいる部分もあるので、例えば体育館であるとか、例えば図書館であるとか、そういう非常に重要な公の施設も昨今、指定管理者に管理をさせるというようなことが進んできているようなので、その流れとの関係でこの条例をどう考えていけばいいか、町長の基本的な考え方ね。公の施設に関して、指定管理の運用をどんどん広げていくというようなお考えなのかどうか、そこを確認をさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

本日提案した議案とどの程度関係あるか、ちょっとその辺は定かではありませんけれども、今、御指摘いただいたいわゆる公の施設、体育館等々お話がございました。

当然、今、行政改革等含めていろいろな検討がなされておるし、そういうものが民間に委託管理という方向で進んできております。そういう意味において、今後、私どもの町としてもいわゆる民間の皆さんに管理をしてもらう民間活力を利用させていただきたい。そしていわゆる行財政改革に結びつけていくとともに、町民の皆さん側からその施設を利用するに当たって町民の皆さんの利用しやすいような、町民のそういう形を含めて可能であれば、そういうことも十分今後とも私ども考えてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長おっしゃるとおりに、この議案と直接かかわる接点が少し希薄だと言われれば希薄なのです。基本のお立場、お考えをどうしてもこの議案の際には聞いておきたいと思ったので質問したのですけれども、ちょっと外れますので公の施設、あるいは町民にとって重要な施設に関して、先ほど具体例を申し上げましたけれども、そういうことに関して民間の団体等に指定管理の適用していくというようなことについて、その是非については1度しっかり論議をしていきたいなと思うのですが、これは私の意見ですが、そこは慎重に考えるべきだということをおっしゃって、質問としては終わります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですね。今のは、この条例の改正の質疑でございますので、ちょっと質問の趣旨違うときにやっていただきたいと思いますので、御理解ください。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第61号

○議長（渡邊政吉君） 日程第12 議案第61号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町マルチメディア館）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（有田博喜君） それでは、議案第61号の内容説明を申し上げます。

議案の15ページをお開き願いたいと思います。

別海町マルチメディア館の管理運営につきましては、平成18年度と平成20年度の2回公募を行いまして、指定管理者により実施してまいりました。

本年3月31日をもって3年間という期間が満了することから、今般、指定管理を継続するに当たりまして、過去2回の公募に対しまして1者のみの応募であったため、今回は指定管理者の選定を公募によらない形で行ったところであります。

この指定管理候補者につきましては、去る11月22日開催の別海町指定管理者選定委員会で審議されまして、適当であると判断いたしましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

議案61号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1)名称、別海町マルチメディア館。

(2)所在地、別海町別海旭町47番地1。

2、指定管理者。

(1)住所、別海町別海旭町48番地1。

(2)名称、株式会社オーレンス。

(3)代表者名、代表取締役千葉信之。

3、指定の期間。

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

以上で、議案第61号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第61号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

10番山田議員。

○10番（山田 信君） ちょっと指定期間についてお尋ねしたいのですけれども、長期間は5年が最長ということになっていると思うのですけれども、この後の議案にもあるの

ですけれども、3年になっているというのはどういう理由なのかちょっと教えていただきたい。

○議長（渡邊政吉君） 総務部次長。

○総務部次長（有田博喜君） それでは、山田議員の質問にお答えさせていただきます。

マルチメディア館につきましては、今、情報化時代ということで、年々といいますか、毎年いろいろな状況が変わっていますので、5年間という期間ではちょっと長いということで、選定委員会の中で、この関係につきましては3年間ということで審議され、それを今回提案するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 山田議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第13 議案第62号

○議長（渡邊政吉君） 日程第13 議案第62号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町地域情報通信施設）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（有田博喜君） それでは、議案第62号の内容説明を申し上げます。

議案書の16ページをお開き願いたいと思います。

別海町地域情報通信施設の管理運営につきましては、指定管理者によりまして平成19年度から5年間という期間で実施してまいりました。

本年3月31日をもって期間を満了することから、今般、指定管理を継続するに当たりまして募集をしたところ、2者から応募があったため、去る11月22日開催の別海町指定管理者選定委員会の中で、それぞれの企画提案に対し評価が行われました。その結果、適当であると判断したことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書の内容について御説明いたします。

議案書によりまして、議案第62号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1)名称、別海町地域情報通信施設。

(2)所在地、別紙のとおりということで、次のページの17ページをごらんいただきたいと思います。別紙としまして、公の施設の所在地を表にしております。

設置場所としましては、1から20ということで20施設を、それぞれ設置場所を記載しております。右に構成設備としまして、基地局、中継局と記載しています。1番目の別海町別海64番地の34から20番目までを基地局とし、2番目から20番目がそれぞれ中継局をあわせ持つ19施設でございます。

次に、一番右端のところですが、◎で町有鉄塔、●で携帯会社鉄塔ということで、所有者別に区別しております。●で携帯会社鉄塔というのが15本、町有施設が5本

という数になっております。携帯会社の鉄塔の内訳ですけれども、KDDIから2本、ドコモから4本、ソフトバンクから9本、合計15本を借り受けして利用しているところでございます。

次に、16ページに戻っていただきまして、2、指定管理者、(1)住所、別海町別海旭町48番地1。(2)名称、株式会社オーレンス。(3)代表者名、代表取締役千葉信之。

3、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

以上で、議案第62号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第62号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

1番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 通信設備の機能の説明をお願いします。どういった機能を持っているのか御説明いただければと思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員にお答えしますけれども、今回、指定管理者の指定なものですから、係では恐らく資料を用意していないと思いますので。

木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） そんな難しい質問ではないと思うのですが、要するにどういった通信に対応するものであるかということを知りたいだけの話なのですが。

○議長（渡邊政吉君） 総務部次長。

○総務部次長（有田博喜君） それではお答えいたします。

この通信施設につきましては、通称高速無線LANということで、町内全域にブロードバンドネットワークを構築するというので、それぞれ無線を使いまして、それぞれプロバイダーと個人が契約していただきまして、あとは通常のインターネットを活用する方法と同じといたしますか、一般市街地ですと光ですとかADSLですとか利用できるのですが、農家のほうにつきましてはそういった電波が届かないということで高速無線LAN、先ほど申し上げましたように鉄塔を20利用しまして、電波を飛ばして高速無線LANということで利用しているということでございます。

ちなみに申し上げますと、一般の農家の方が利用しているのは速度としまして64キロバイトといたしますか、それとADSLというのがISDNと同じ表示をしますと、1万から4万7,000ということで、ISDNに比べればADSLは早いと。さらに無線LANにつきましては、これが5万4,000という数字、これは何も障害がなくての場合ですから、状況によっては余り通信がよくないという場所もありますけれども、ISDNよりははるかに速度が速いといえますか、そういう状況を高速無線LAN、今言いました通信施設を使って町内、農家のほうにカバーしているという内容でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 2点質問します。

指定管理者が行う業務の内容が1点。それから、2点目ですけれども、2者からの応募があったということですが、評価をしてここに出ているオーレンスが適当というふうに判断されたようではございますけれども、その判断の根拠をお知らせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） 1点、私のほうからお答えいたしたいと思っておりますけれども、指定管理者選定委員会、先ほど説明がありましたように開催されまして、その委員、全員で7名おります。この7名の審査委員の方々によりまして、当日、2者から、ワイコムとオーレンでありますけれども、企画の提案がございました。その企画の提案の内容、7名の審査委員で審査した結果、ワイコム株式会社は420点、100点満点で点数をつけましたけれども、それから株式会社オーレンスが500点ということで、指定管理者の優先交渉権者ということで、審査会の委員会で決定をさせていただきまして、町長のほうに答申があったものでございます。

なお、総合評価といたしまして、ワイコムのほうにつきましては過去の実績もあり、今後、自主事業も期待できる。サービス、プロバイダーを通じた後方支援、利用者増につながるのか、計画が実行できるのか疑問を感じる。あるいは今後の計画性は適当と思うが、不通地域の解消について、もう少し具体性がほしかったなどの評価が出ております。意見が出ておりました。

また、オーレンスにつきましては地元の会社でもあり、安定したサービスも期待できる。それから、より地域を知っている、具体的な提案が多い、他町との連携、こちらに期待ができるというものでございます。中標津町での実績もあり、エリア拡大が期待できる。地元業者の方が地域実情を把握しており、町民意見反映につながると思われるというような意見もございました。こちらの委員会の答申を得まして、このたび決定させていただいたところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 総務部次長。

○総務部次長（有田博喜君） 中村議員から質問のありました指定管理の業務内容ということでございますけれども、指定管理業務の内容につきましては、大きく分けて二つございます。

一つ目は、情報通信サービスの提供ということで、この中で三つに分かれております。電気通信事業者、プロバイダーに対してサービスを提供することにより、町民に安全で快適に利用できる電気通信サービスを提供すること。2番目に、運営にかかわる収支状況を常に整備し、適切な運営を行うこと。3番目、年間の事業計画を作成し提出すること。

それと、大きく分けた二つ目でございます。情報通信施設の維持管理ということで、これも三つに分けております。1番目、情報通信設備の障害発生等への適切な対応と維持管理に努めること。2番目、情報通信機器等の保守点検を行うこと。3番目、設備情報機器等の通常の維持補修を行うことということ、この指定管理者の指定業務の中に明記しております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第14 議案第63号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第14 議案第63号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町営畜牛育成牧場）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 議案第63号の公の施設に係る指定管理者の指定について、内容について御説明申し上げます。

別海町営畜牛育成牧場の運営管理につきましては、昭和59年5月から別海町の直営により実施してまいりましたが、民間農家における経済的運営と利用農家への要望を迅速な形で対応する必要性を考え、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき手続を進めていたところでございます。

この指定管理候補者につきましては、平成23年11月22日開催の別海町指定管理者選定委員会での審議され、適当であるとのことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

18ページをお開きください。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町営畜牛育成牧場。

第2号、所在地、別海町中西別44番地11ほか。

2、指定管理者。

第1号、住所、別海町西春別347番地63。

第2号、名称、有限会社別海町酪農研修牧場。

第3号、代表者、代表取締役社長磯田俊夫。

3、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ年でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第63号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

10番山田議員。

○10番（山田 信君） しつこいようですけれども、これも指定期間なのですからけれども、先ほどのマルチメディア館の指定期間の3年間はわかったのですけれども、どうして5年間にしなかったのか、その辺の理由お聞きしたい。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 山田議員の御質問にお答えいたします。

指定管理者の選定委員会の審議結果といたしまして、審議経過読み上げますけれども、施設が隣接しており農業機械の共同利用、嘱託職員の効率的な配置等が可能などということと、産業振興部内の効率的な業務体制の確立といったこともございまして、公募をせず、有限会社別海町酪農研修牧場を指定することが妥当であるとの中に、指定期間については新規の指定となることから、3年間の妥当である旨、審議結果としていただいたところでございます。

以上説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 山田議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

5番西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、一部説明があったのですけれども、2点ほど指定管理にし

て、具体的なメリットをどのようなことと考えているのかというのが1点と、それから研修牧場に管理体制がどのような形で持つていくのか。例えば、町職員出向とかそういうことを考えているのか、それともまるっきり研修牧場にお任せするというようなスタイルなのか、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 西原議員の御質問にお答えいたします。

まず、なぜ研修牧場かということが第1点でございますけれども、議案の説明に一部御紹介いたしました、別海町の専業地帯であることと、食料供給体制を補完する体制構築、この地域を崩壊するかもしれない国境措置の撤廃を含めて、地域課題解決に向けた体制強化を図ること可能とするというのは、産業振興部内、農政課の考え方でございます。

次に、現在76戸の主として、もとの上春別地域と別海地域の受託農家さん、76戸で2,093頭を預託しておりますけれども、ここについても当然組合側の意向も確認し、意向の確認によって人員体制を整えることが難しく、効率的な飼料管理になるのであれば、別海町酪農研修牧場と協議が整うことで、異論がないとしたというようなことでございました。

次に、重複になりますけれども、別海町酪農研修牧場を指定管理とすることで、土地の形態地続きになり、一体管理となります。また、収穫機械の利用も共有できますので、適期を可能とした高品位な粗飼料確保へとつながります。

さらに、研修生の多くが放牧体系での就農を考えており、放牧管理技術（牧さく草地）の管理に加えて、発情発見等の技術等の習得も可能と考えておりますので、研修牧場に現状でない形態の確立ができるかとも思っております。このようなことで、就農する上でも就農者に対しては優位性があると考えております。

もう1点でございますけれども、研修牧場の職員の管理と申しますか、現在、2,000頭規模を超える飼養管理をだれがするかということでございますが、現在、育成牧場の職員は町職員で、嘱託4名と期間限定の職員が8名ございます。このことから、育成牧場を指定管理していただく場合、目的にも達することから、現状の嘱託さん方の技量をそのまま継承していただきたい旨の考え方をお願いしようと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、いかがですか。よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第15 議案第64号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第15 議案第64号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ふれあいランド）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（岡田一芳君） それでは、議案の内容説明を申し上げます。

別海町ふれあいランドは、平成21年度から平成23年度までの3年間、指定管理者によりまして指定管理を行っておりますが、平成24年3月31日をもって指定管理の期限が満了することから、指定管理を継続するに当たりまして、地方自治法第244条の2第

6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは議案を朗読し、内容説明とさせていただきます。

議案書の 19 ページをごらんください。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1) 名称、別海町ふれあいランド。

(2) 所在地、別海町別海 1 4 1 番地 1 ほか。

2、指定管理者。

(1) 住所、別海町野付 6 3 番地。

(2) 名称、株式会社別海町観光開発公社。

(3) 代表者名、代表取締役水沼猛。

3、指定の期間。

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで。

以上で、議案第 64 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 64 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 16 議案第 65 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 16 議案第 65 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 議案第 65 号の内容説明をいたします。

議案の 20 ページをお開きください。

議案第 65 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第 3 条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画、いわゆる総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第 9 項の規定により総合整備計画を変更する場合についても同様とされていることから、計画内容の変更について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了しております。

今回変更するのは上春別辺地で、21 ページの総合整備計画書の内容となります。

上春別辺地の総合整備計画は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間、今回は第 3 次の変更となります。変更の内容は、現計画に下水道施設の整備を追加するものです。ページの中段やや下、2 の公共的施設の整備を必要とする事情で、項目の 4 番目に下水道を追加しております。整備が必要な事情は、当辺地の下水道処理区域において住宅建設予定があり、水洗化の拡充を図るため排水管を新設する必要があるというものです。

また、3 の公共的施設の整備計画に下水道、農業集落排水ですが、事業費 180 万円を

追加し、変更後の事業費を合計で16億6,649万5,000円といたします。

追加する下水道施設事業費の財源内訳は、特定財源を114万円、一般財源を66万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を60万円とするものでございます。

以上で、議案第65号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第65号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第17 諮問第2号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第17 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） それでは、諮問第2号人権擁護委員の推薦について御説明を申し上げます。

現在の本町の人権擁護委員につきましては、別海の保田千恵子さんと菅原日出男さん、西春別の岡部雪子さん、中春別の藤原優子さん、そして尾岱沼の池田實さんの5名でございます。そのうちのお一人、藤原優子さんが平成24年3月31日で3年間の任期が満了となりますが、藤原さんに引き続き人権擁護委員をお願いをいたしたく、推薦について議会の意見を求めるものでございます。

なお、新たな任期につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

ここで、藤原さんの主な経歴につきまして若干申し上げたいと思います。

藤原さんは、中春別東町148番地にお住まいで、昭和30年8月21日生まれの56歳でございます。藤原さんは、昭和49年に道立中標津高等学校を卒業された後、昭和50年から根釧パイロットファーム中春別農業協同組合に2年間勤務され、昭和62年から北海道生乳検定協会、今の酪農検定検査協会に現在まで勤務されております。

公職歴といたしましては、平成6年から平成10年まで、別海町町政モニターを2期、平成16年から平成18年まで、別海町行財政改革町民会議委員、平成19年から平成21年まで、中春別町内会女性部長などを歴任されたほか、平成19年から現在まで町立中春別中学校の評議委員として御活躍をされております。

また、藤原さんは地域の人望も厚く、人格、識見ともに優秀な方でございます。引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいと思っておりますので、ぜひ皆様の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 諮問第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第18 同意第5号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第18 同意第5号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第5号別海町教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

現在の本町の教育委員会委員につきましては、委員長であります別海の大塚保男さん、委員長職務代理者であります別海の木村江里さん、委員の尾岱沼の伊勢浩子さんと泉川の田中博行さん、そして山口教育長の5名の方にお問い合わせをいたしているところがございます。そのうちのお一人、委員長であります大塚保男さんが、本年12月19日で任期満了となることから、大塚保男さんを引き続き任命をいたしたく、議会の同意をを求めるものでございます。

なお、新たな任期につきましては、平成23年12月20日から平成27年12月19日までの4年間でございます。

ここで大塚さんの主な経歴について若干申し上げたいと思います。

大塚さんは、別海町別海131番地の110にお住まいで、昭和23年1月14日生まれの満63歳でございます。高等学校卒業後、昭和44年から4年間、計根別農業協同組合に勤務をされた後に大学へ進学し、昭和51年に酪農学園大学を卒業されました。卒業後、教諭として最初の赴任先である北海道東藻琴高等学校に7年、昭和58年から北海道別海高等学校に11年、北海道標茶高等学校に3年、平成9年から教頭先生として北海道士幌高等学校に2年、北海道岩見沢農業高等学校に2年、平成13年から校長先生として北海道壮瞥高等学校に4年、平成17年には再び別海高等学校に戻られまして3年間勤務の後、通算32年間の教員生活を終えまして、平成20年に退職されました。退職後は、平成21年から中西別幼稚園嘱託園長として勤務をしていただき、本年3月に退職をいたしました。そして本年4月から、本町の教育委員長の要職につかれて、現在に至っております。

大塚さんは、農業改良普及員の資格、高等学校教諭、農業分野での専修免許資格などを取得し、長年にわたり農業にかかわる高校教育に取り組んでこられました。また、地域の人望も厚く、人格、識見ともに立派な方でありまして、引き続き教育委員会委員として任命をいたしたいと思っておりますので、ぜひ皆様の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第19 報告第5号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第19 報告第5号専決処分報告についてを議題と

いたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 報告第5号専決処分の報告について。

本件報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された請負工事契約金額の変更契約に係る町長の専決処分事項について、12月5日付で次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書を読み上げます。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年12月5日。別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成23年5月10日議案第32号により議決を経て締結した、東宮城地区農道春光橋架換工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「9,082万5,000円（内消費税及び地方消費税額432万5,000円）」を「9,095万1,000円（内消費税及び地方消費税額433万1,000円）」に改める。

変更内容につきましては、急遽、古い橋の撤去や抜根物の処理に係る概数の確定などによるもので、12万6,000円を増額したものでございます。

以上で、報告第5号の内容説明を終わります。

◎日程第20 報告第6号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第20 報告第6号専決処分の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 報告第6号につきましても報告第5号と同様に請負工事の変更契約にかかわり、12月5日付で専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を読み上げます。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年12月5日。別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成23年7月7日議案第38号により議決を経て締結した、町道泉川北4線（一般4-A215）交付金工事（改良）請負契約の一部を次のように変更する。

請負金額「8,872万5,000円（内消費税及び地方消費税額422万5,000円）」を「8,975万4,000円（内消費税及び地方消費税額427万4,000円）」に改める。

こちらの変更につきましては、関係する地権者との協議による取り付け道路の形状変更及び構造物撤去に係る概数の確定により、102万9,000円を増額したものでござい

ます。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、明日は、午前10時から一般質問を行います。

町長、管理職、議員の皆さん、どうも御苦労さまでございました。

散会 午後 1時42分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員